

令和元年第7回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和元年11月26日（火）

江東区教育委員会

令和元年第7回江東区教育委員会臨時会議録

- 1 開会年月日 令和元年11月26日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和元年11月26日（水）午前11時32分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長、
栗原江東図書館長
- 6 議題
日程第1 議案第43号 江東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第44号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - (1) 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について
 - (2) 使用料等の見直しについて
 - (3) 令和2年度新1・7年生の学校選択一次結果について
 - (4) 令和2年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応について
 - (5) 幼保連携型認定こども園の開設について
 - (6) 学校給食費の改定について
 - (7) 令和2年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について
 - (8) 江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画の進捗状況及び今後の活動について
 - (9) 平成30年度児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の状況について
 - (10) 入退室管理システムの先行導入について
 - (11) 令和2年度江東きっずクラブB登録児童募集について
 - (12) 令和元年度江東きっずクラブ保護者アンケート実施結果について

7 協議事項

(1) 令和2年度学校用務業務の委託実施校について

8 追加事項報告

(1) 令和2年度第5学年の宿泊行事について

9 審議概要

岩佐教育長 おはようございます。ただいまより、令和元年第7回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第43号、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第43号、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき本案を提出します。

岩井庶務課長 特別区人事委員会の勧告等につきましては、10月の定例会においてその概要を報告いたしましたが、本案は、この人事委員会勧告に基づき改正を行うものでございます。

それでは資料1のほうをごらんいただきたいと存じます。

第1に、給与を改定し、平均0.58%、2,235円を引き下げます。

第2に、勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げ、年間支給月数を2.05月といたします。

再任用職員は0.1月分引き上げをし、年間支給月数1.0月となります。

給与の改定は、令和2年1月1日から施行し、勤勉手当の改正は公布の日からといたします。

また、勤勉手当につきましては、令和2年4月1日から支給月数を0.075月分、再任用職員は0.05月分引き下げます。

これは、年2回の支給で年間支給月数を2.05とするためのものでございます。

甚だ簡単ではありますが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 本案について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第1について原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第2、議案第44号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第44号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。

令和元年11月26日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき法案を提出します。

伊藤指導室長 それでは江東区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について御説明いたします。資料2をごらんください。改正の背景からご説明いたします。

令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、国の特別措置法により、令和2年度に限り、スポーツの日が10月の第2月曜日から7月24日に変更されます。そのため、10月の第2月曜日までを前期末、翌日を後期開始と定めている管理運営規則を、令和2年度に限り、前期末を10月11日の日曜日に、後期開始を10月12日の月曜日に改正することとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

岩 佐 教 育 長 これは、要するに前期と後期の間に一定の隙間をあけなくちゃいけないという趣旨で、このように改正するということですね。

質疑をお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1、江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要についてを事務局より説明願います。

岩井庶務課長 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要についてご説明いたします。資料3をごらんください。

先ほどご審議いただきました江東区立幼稚園教育職員の給与条例の一部改正につきまして、第4回区議会定例会で条例改正、改正議案が決議されました場合、本規則の一部改正をする必要が生じます。条例改正議決後速やかに規則改正が必要となりますので、改めて教育委員会でご審議決定いただく必要がございます。本日は、その内容について簡単にご報告をさせていただきます。

本規則の第4条には、勤勉手当の支給割合について規定をしておりまして、条例と同様に、支給月数を0.15月分、再任用職員については0.1月分引き上げる内容となってございます。

改正の時期は、条例の一部改正が区議会議決された後、速やかに教育委員会でご審議いただくこととし、施行期日は公布の日といたします。

簡単であります、説明は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2、使用料等の見直しについてを説明願います。

岩井庶務課長 それでは、報告事項の2、使用料等の見直しについてご報告させていただきます。

資料は概要版と別冊、別紙の報告書となってございます。本日は概要版を中心と報告をさせていただきますので、資料4をごらんいただきたいと存じます。

使用料につきましては、4年に1度見直しの検討を行ってございまして、今年度は該当年度となりますことから、全庁的に検討を行い、今回その結果をご報告させていただくものであります。

まず、1の使用料等の分析でございます。

(1)の検証結果ですが、使用料の見直しを行う際に算定する各施設の維持管理コストは、今まで物件費や人件費をもとに算出しておりましたが、今回の見直しに当たりましては、将来の施設の改修や改築等に多額の経費が必要となることなどを見据えまして、固定資産台帳を活用し、物件費、人件費のほかに新たに減価償却表を踏まえて分析を行ってございます。その結果、維持管理コストと最大徴収使用料、こちらは仮に貸出施設が営業期間中にフル稼働した場合に得られる最大の使用料収入でございますが、この乖離が前回見直し以降から拡大傾向にあります、減価償却費を含めますとさらに拡大してございます。

参考として、28年度から30年度までの3カ年分の各施設を、文化

センター系、スポーツ施設系、区民館系と大きく3つのカテゴリーに分けて分析を行い、乖離率を算出した表を掲載してございます。

なお、検討の対象施設の詳細につきましては、別紙のほうに、4ページになりますが、記載してございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

資料の4の表をごらんいただきますと、28年度から30年度にかけて乖離が拡大しております。こちらは、維持管理コストと、最大徴収使用料の差が大きくなっているということでございます。また、減価償却費を含めると、文化センター系が1.83倍、スポーツ施設系が2.10倍、区民館系が2.23倍、全施設では1.15倍と乖離がさらに拡大してございます。

次に（2）の改定方針でございますが、維持管理コストにつきましては今後も物価、労務単価の上昇など引き続き増加していくことが見込まれます。本区では、施設の効率的な運営や人員の適正化等によりコスト削減に努めておりますが、乖離を解消するには至らない、なかなか限界があるということで認識しているところでございます。

また、本区では、受益者負担の原則に基づきまして、この乖離、1を超えている部分1.00、何々ということで1を超えている部分ですね、この部分を区と施設利用者で前回改定時には2分の1ずつ負担することとしておりましたが、減価償却費を含めた場合では、カテゴリーごとに見ますと、乖離に大きなばらつきが生じております。また全施設トータルで見た場合でも乖離が2倍以上となっておりましたことから、前回同様、負担割合で改定しますと、使用料等を50%引き上げる必要が出てまいります。そのため、今回は、減価償却費を歳入することによる激変緩和措置としまして、従来の利用者負担の2分の1のさらに2分の1を公費負担とすることと整理をし、また施設間での改定バランスを鑑みまして、カテゴリーごとの引き上げではなく、今回の見直しでは、全施設での乖離の数値をもとに20%の引き上げを実施したいと考えてございます。

なお、引き上げの時期につきましては、利用者のへの周知が必要であることから、令和2年10月からを予定してございます。

（3）の今後の課題でございますが、今回の見直しでは、激変緩和措置として、公費を前回の50%負担から75%負担としましたが、次回見直しの際には、この割合についても今後の検討が必要かと考えております。なお、今回の施設20%の使用料の引き上げとなりますけれども、特例措置といたしまして、小中学校と65歳以上の高齢者の個人利用は引き上げを行わずに金額は据え置くこといたします。また、一部の貸し室におきましては、利用実施実態を踏まえまして現行利用料金を据え置く場合もございます。

次に、2の文化・スポーツ施設等駐車場への利用減免についてでございます。

現在、文化・スポーツセンター等では、障害者の方が施設の駐車場を利用する場合には駐車場料金について半額免除、スポーツ施設では全額免除と施設によって基準が統一されていないことから、今回の見直しを機に、全額免除ということで統一をいたします。

こちらにつきましては、令和2年4月からを予定してございます。

なお、今後の予定といましましては、区議会第4回定例会におきまして、関係する各委員会において同様の内容をご報告させていただき、次回の第1回定例会で関係条例の改正案を提出する予定となっております。

また、条例改正のときには豊洲西小学校プール・トレーニングルーム、教育センターについては、それぞれの条例案の改正ということでご審議いただく予定ということになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

鈴木委員 この使用料の見直しについての値上げということですが、これは理解をいたしましたけれども、ちょっと質問あるのは、新たに減価償却費を参入するという計算式に変えるということで、コストが上がるでの乖離がひどくなつて値上げするという理屈になっていると思うんですが、23区、他区も、こういうふうな減価償却費を参入するような計算方法をとっているのかどうかということを1つお聞きしたいのと、その結果、この使用料が決まるわけですが、その場合に、やはり他区の施設とどのぐらい、同じぐらいの平均なのか、それとも江東区だけが飛び抜けて高くなっているよと、こういうことなのか、その辺はちょっとおわかりになるかどうかお聞きしたいんですが。

岩井庶務課長 今回は、新公会計制度のもとで固定資産台帳などを登用しまして、本区でも、23区全体でも、新公会計のほうへの移行が進んでいるというふうに聞いております。

そうしたことから、何年かたてば改築をしたり修繕をしたりと、その部分を含めての分析ということでの今回引き上げとなってございます。23区でどうかという比較ではなくて、全体で引き上げの方向に移行しているところでございます。

使用料検討は、政策経営部が所管しており、企画総務委員会が所掌しております。詳細については、確認の上、改めてご説明させていただければと思います。

以上でございます。

鈴木委員 私、時々ですが、中央区の浜町の区立体育館に行って、近いので、結

構他区を使っている方がいらっしゃって、すぐ価格の差がわかるんですよ。中央区は2時間400円で、区外なんですけど、少し高いんですけど、それでも2時間400円で使えるということで、区内の人はもっと安いですよ。その辺も、周りを見ながらといいますか、そういうところも必要かと思うんです。

もう1つは、手数料収入の問題なんですけれども、多くの方がたくさん使っていただければ手数料が増えるですから乖離が減っていくということになると思うんですけれども、その辺の利用増に対する対応策といいますか、もっと多くの方が来ていただけるような施策というのは、何かとられているんでしょうか。それは、まずたくさんの方に来ていただくというのが大事だと思いますし、その結果、乖離が減っていくんだろうというふうに思うんですけども、その辺の努力というのはどうかと思ってお聞きしたいと思います。

岩井庶務課長

手数料見直しの検討会の中では、当然に他区との比較というのも参考の中に入れているということでございますが、一方で、使用料の利用者が増えれば、確かに、使用料値上げをしないほうの理由につながるということで、私ども施設を管理する所管としましては、施設利用者数の向上に向けて努力はしていきたいと思います。

そのために、それぞれの個々の施設について、周知活動など利用者が増えるような取り組みに力を入れていきたいと考えてございます。

以上です。

武越事務局次長

使用料の見直しの関係ですけれども、まず他区につきましては、もともと設定した使用料のベースというのが各区によって全く異なる状況になります。

最大使用料だとかその辺の維持費というのを考慮して決めているところもあれば、そうでないところもある。例えば駐車場の利用料を、近隣の別の民間の施設をベースにして決めているところもあります。一方で、上げるときというのは、例えば、消費税が上がるですか物価が上がるですか、そういういろいろな項目を立てて上げているという経緯があるので、なかなかほかの区と同じような形では決めていないというのが現状でございます。当然参考にはしますけれども、その辺をご理解いただきたいというふうに思ってございます。

それとあと、使用料を上げることによって区民サービスをどうするかという部分については、これはどこの課も、これを上げるからにはきれいな施設でいかなきやいけない、サービスも上げなきやいけないということで、いろんな手を講じて考えているところでございますので、その辺、各施設担当のほうでしっかりとと考えているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

鈴木委員 おっしゃるとおり、私も実はそう思っていて、中央区とか港区は財政が結構豊かなので、使用料というのを抑えて、費用が上がっても財政を突っ込んでいると、これは区民サービスなんだという考え方でやっているのではないかなと思います。ですから、江東区に比べて安く使えるのではないかというように思います。

とにかく、これからまた努力していただいて、多くの方が使っていただけるようにしていただきたいとぜひ思いますし、それには、年々利用者が増えているという前提の話だと思うんです。減っているから上げるということでは、ちょっと本末転倒な気がしますので、今後とも努力をお願いいたします。

以上です。

岩佐教育長 ほかには。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和2年度新1・7年生の学校選択一次結果についてを説明願います。

大町学務課長 恐れ入ります、資料5をお願いいたします。11月8日に申し込みを終了いたしました学校選択の一次結果についてご報告を申し上げます。

資料、全部で5ページございます。1ページ目が一次結果の見方等について記したもの、2ページ目が小学校及び義務育学校前期課程の深川地区の結果、3ページが同じく城東地区的結果、4ページ目が中学校と義務教育学校後期課程の結果、そして、5ページ目が、学校選択一次結果のイメージといったしまして、受け入れ可能人数のイメージをお示ししたものになりますので、まず、この5ページのイメージ図をごらんいただきたいと思います。

一番上に、受け入れ可能な人数(F)とお示しをしておりますが、こちらにつきましては、既にご報告差し上げました各学校の基準学級数により算定をいたしております。その下に、通学区域外の対象者を示しておりますが、その対象者の中には、そのまま通学区域内の学校に指定校で行く(A)の方と、他の学校を希望している他校選択希望者(B)とに分類されます。

通学区域外からの受け入れ可能な人数の考え方ですけれども、(B)の他校選択希望者が全員他校に入学をした場合は、その分だけ受け入れ枠が拡大をいたしますので、下の左側、最多受け入れ可能数(G)となります。

一方で、(B)の学校選択希望者が、仮に全員他の学校に入学できず、指定校に結果として入ることになった場合は、下の右側、最小受け入れ可

能数となります。この2つの点線の矢印の幅が受け入れ可能数の範囲というふうにご理解いただきたいと存じます。

今回の一次結果では、こうした人数を含めて発表をいたしております。

そこで1点、ご留意いただきたいことといたしましては、実際の（A）や（B）の方の中には、後日、私立中学校等への入学や転出等により辞退をされる方も含まれておりますし、また、反対に区外から転入されてくる方もおりますので、今後変動していく数値であるという点でございます。

では、表のほうでご説明をさせていただきます。恐れ入りますが2ページ目をお開きいただきまして、表の上から2番目、深川小学校をごらんください。

各列のアルファベットについては先ほどごらんいただいたイメージ図と一致しております。まず、（A）の欄、通学区域外入学予定者数、深川小では60名ですが、これは、深川小の学区内に居住されている方の中で、そのまま深川小に通う予定の方であります。なお、この中には、抽選の特例、兄姉がいたり転入が確実である方も含まれております。

次に、（B）の欄が他校選択希望者で、深川小の例では、通学区域内の方で深川小以外の学校を選択している方が1名いることを示しております。この方は、選択希望した学校に入学できない場合は、指定校である深川小に入学をすることになります。

続きまして、（C）の欄につきましては、通学区域外からその学校を希望した人数となっておりまして、深川小の通学区域以外の方で深川小を希望した方が5名いることを示しております。

この結果を受けて、（D）欄には（A）から（C）までの合計、現時点で深川小に入学する可能性がある人数の合計を計上しております。

続きまして、（E）欄は、当初募集時に定めました基準学級数、2クラスを示しております。

そして、（F）欄が、学校選択受け入れ枠、つまりその学校における受け入れ予定人数でございます。小学校1年生につきましては35人学級となりますが、その1割相当の3名を転入の受け入れ分として差し引き、32名を1クラスとして計上しております。深川小の場合ですと、32名に2クラスを掛け、64名となります。

そして、1番右の（G）欄については、現時点での通学区域外の受け入れ可能人数を示しております。

これは、先ほどのイメージ図でご説明したとおり、現時点での最多受け入れ数と最小受け入れ人数の範囲となります。深川小については3名から4名となっておりますが、最多の4名は、（F）の64名から（A）欄の60名を引いた数字、最小の3名はそこからさらに（B）欄の1名を引いた数字となっております。

なお、この表の中で、最多受け入れ人数も最小人数もゼロという学校、例えば8番目の東陽小などがごらんいただけるかと思います。こちらにつ

ましましては、現時点では、通学区域内の予定者数が受け入れ枠を上回っていますけれども、実際には（A）の方の中から私立学校等への入学による辞退が出てくるため、最終的には受け入れ可能になると予測をしております。

昨年度もこの一次結果の発表段階で最多受け入れ人数も最小受け入れ人数もゼロという学校がありましたが、ほとんどの学校で通学区域外からも何名かが入学をしております。

また、一番上の明治小をはじめ、小学校8校に（F）と（G）の欄にバーが、横棒が付されておりますけれども、これらの学校につきましては、学区域内児童の増加による収容対策のため、通学区域外からの受け入れを行わない学校となっております。

そして、4番の臨海小など、（C）欄の人数の右にアスタリスクが付されている学校の選択希望者は、選択希望変更期間、11月18日から22日までございましたけれども、その間に変更がなければ、2次結果の公示時、11月29日に無抽選で全員当選となる予定でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、12月10日と11日に、小学校、中学校等の抽選対象校で公開抽選を実施をいたします。その後、補欠者については、順次、受け入れ枠が発生次第繰り上げ当選し、小学校では1月23日、中学校では2月19日に最終的な繰り上げ結果を公表いたします。

学校選択一次結果についてのご報告は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について、質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
続きまして、報告事項4、令和2年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応についてを説明願います。

大町学務課長 資料6をごらんください。令和2年度の区立幼稚園新入園時募集は、11月5日から7日の3日間において、区立幼稚園20園で行いました。まず、資料の上段から中段にかけての4歳児ですが、申し込み最終日となる11月7日現在の応募数は、合計の欄にございますとおり526名で、昨年の637名と比べ111名の減となりました。

また、下段の令和2年4月から南陽幼稚園及び豊洲幼稚園で開始する3歳児保育の応募者数は、募集人員100名に対し280名になりました。3歳児については1学級20名、4歳児については1学級の人数を最大35名まで拡げた上で、さらに申し込み者数が上回っている場合には公開抽選により当選者を決定いたします。

表の一番右の対応欄にありますとおり、今回応募数が募集人数を上回った園は、4歳児、3歳児ともに南陽幼稚園、豊洲幼稚園の2園でしたが、

豊洲幼稚園の4歳児につきましては、括弧で米印をつけておりますけれども、抽選前に辞退者が出了ことから受け入れ人数におさまりまして、抽選を行わず応募者全員を当選といたしました。

公開抽選につきましては、11月18日に江東区文化センターにおいて行い、当選者と補欠者を決定したところでございます。

また、定員に空きがある幼稚園におきましては、今月の29日より追加の募集を行います。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について、質疑をお願いいたします。

鈴木委員 1つは、区立幼稚園のあり方というか、今後の考え方なんですけれども、定員に満たっているところは2園でありまして、それ以外は全部満たしていないと、がらがらな状況という中で、20園あったのかな、これを今後どのように考えていくかということが1つと、今回3歳児を入れたら大変多くの申し込みがあって抽選になったということで、入れなかつた方は残念でしたということになるんでしょうけれども、この考え方方がほかの幼稚園の定員に満たない幼稚園につながっていくと、この20園がみんな増えていくのか、それとも南陽、豊洲だけが特別に多いので、それ以外のところはなかなか増加策にはならないのか、その2点をお聞きしたいんですが。

大町学務課長 まず、今回4歳児については、やはり前年度よりも応募人数が少なかったということで、昨年度策定をいたしました区立幼稚園の今後のあり方の方針の中では、令和6年度までに、この20園のうち4園を廃園することとしております。

一方、あり方の中では、近年高まってきたいる低年齢児から、かつ長時間預かってほしいというニーズに応えるため、3歳児保育、そして預かり保育を開始することとしまして、令和2年4月から南陽幼稚園、豊洲幼稚園の2園で3歳・預かりを開始することとしたところです。

募集の結果、この2園においてかなり多い数の募集があったことについては、そのニーズの高さについて改めて把握、確認をしたところでして、現行3歳児についてはこの2園ということで計画はして進めているところですけれども、この2園での今回の募集状況、あるいは来年4月からの実施状況も踏まえて、ほかの園で実施するかどうかについてはまた検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木委員 そこで私立幼稚園との対応ということになります。この3歳児に対して私立幼稚園協会は困ったなというお考えだと思うんですが、今回は、

私立幼稚園のある場所を外して選んでやったということではないかななどいうふうに推定をするんですが、ニーズも高かったということですが、今後、そういった全区に広げていくと、おそらくそういうバッティングが起きると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

大町学務課長　これまで長い間、私立幼稚園については3年保育、区立幼稚園においては2年保育という分担の中で、これまで幼稚園教育を行ってきたという歴史的な経緯を踏まえますと、私立幼稚園協会のご理解をいただきながら、もし区立幼稚園で3歳児保育の園を増やすのであれば、ご理解をいただきながら進めていかなければいけないということは承知をしております。

今回の園児募集、区立の前に私立幼稚園が既に終えておりますけれども、無償化等の影響等も考えられたところですけれども、一言で言うと、園によって違いもあると思うんですが、あまり変わっていない、増えても減ってもないというふうにご回答を得ているところです。

こうした状況も踏まえながら、あるいは今回抽選にならなかつた、補欠となつた方の動向も見ながら検討は進めていくべきというふうに考えております。

以上でございます。

岩佐教育長　よろしいでしょうか。ほかには。

進藤委員　またこども園化のことなんですかけれども、今回、2園、画期的にやってこういう状況があるということは、相当期待されているということでもありますので、これからも私立幼稚園との協調をしていくて、どこに落としどころがあるのかわからないんですけれども、今の現状、公立の幼稚園の現状を考えると、こども園化しかないのではないかという気もしますので、一般の人は見れば一目瞭然でそういう話が出てくると思うので、そういう努力は相当これからしていかなければ、幼稚園がなくなってしまうんじゃないかという危機感があります。

私も、南陽幼稚園というのは近所ですので、南陽幼稚園が抽選って、4歳児の内容なんですかけれども、これはマンションが相当、2棟、3棟建っているので、そういう小さな子供が多いということで増えているのではないかと思うんですけど、全体的に見て、幼稚園は相当危機的な状況になっているかと思いますので、その辺の対策はきちんとやっていかなきゃいけないなというふうに思います。

岩佐教育長　ご意見をいただきました。ありがとうございました。
ほかには。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項5、幼保連携型認定こども園の開設についてを説明願います。

大町学務課長 それでは、資料7をごらんください。本件につきましては、平成28年の本委員会において設置運営事業者の決定について報告をさせていただいたものですが、その後、予定どおり令和2年4月に開設できる見込みとなりましたので、改めてそのご報告となります。

初めに、1の施設の名称についてです。まだ認可申請前のため仮称を付しておりますけれども、武蔵野大学附属有明こども園を予定しておりまして、所在地は有明二丁目1番4号となっております。裏面に現地の案内図を掲載しておりますので、後ほどご参照願えればと思います。

次に、3から5の運営主体につきましては記載のとおりで、平成28年に報告させていただいたとおり、この園につきましては学校法人武蔵野大学が運営を行うものです。

続きまして、6の定員でございます。これも予定としておりますけれども、1号認定、いわゆる幼稚園機能の利用児が180名、そして2号認定、3号認定が保育園機能の利用児ですけれども、これが合わせて100名でして、合計としては280名となっております。

続きまして、7の開所時間についてです。これも、認可申請前ですのと予定としておりますけれども、1号認定については8時半から1時半までの5時間、保育園については7時半から6時半までの11時間を通常保育時間とし、延長保育時間として6時半から8時半までの2時間を設定しております。

続きまして、保育料につきましては、今般の幼保無償化に伴いましてゼロ円となります。その他、園が定める上乗せ徴収費用等の保護者負担額はございます。

次に、9の入園申し込みについてです。1号認定、幼稚園部分につきましては園が直接園児募集、選考を行い、入園者を決定いたしますけれども、2、3号認定、保育園機能部分につきましては区の入所調整を経て入園者が決定されるものとなります。

最後に、10の日程としまして、今後のスケジュールについてです。3月中旬の東京都子ども・子育て会議認定こども園部会で認可を受け、令和2年4月1日付での開設となります。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項6、学校給食費の改定についてをご説明願います。

大町学務課長

恐れ入ります、資料8をごらん願います。学校給食費の改定についてご説明をいたします。

学校給食に係る費用につきましては、学校給食法に規定がございまして、施設整備や人件費については学校設置者である区の負担、ただしそれ以外の費用、具体的には食材料費につきましては児童生徒の保護者の負担と定められております。この食材料費を各学校の私費会計、学校徴収金として集めているのが、今回ご説明をいたします学校給食費となります。

まず1ですけれども、現行の給食費は平成21年度に改定をいたしまして約10年間経過をいたしております。近年の食材費の高騰や、文部科学省が示す摂取基準の改正等を踏まえまして、記載のとおり令和2年4月から改定を行うことといたします。

2の改定給食費をごらんください。給食費は、小学校の低学年、中学年、高学年と、中学校の合計4区分で設定をしております。それぞれ現行額と改定額、そしてその差を率、回数とあわせて記載をしております。

江東区では、給食費を月額で徴収をしています。これは、1食に必要となる食材費に年間の基準回数を掛け、給食を主に食べる月数の11で割った金額となっております。

改定金額ですけれども、小学校低学年が4,140円、中学年が4,850円、高学年が5,550円、そして中学校が5,890円としております。下の欄に記載のとおり、現行給食費との差は120円から580円、率については3.0%から11.7%の上昇となり、特に小学校高学年で差が大きくなっています。

また、基準回数について4回の増としております。

なお、改定給食費は文部科学省の摂取基準と、過去1年間の江東区における食材購入実績の調査に基づき算定をしておりまして、算定方法については現行の給食費と変更はございません。

続きまして、3の改定理由を大きく3点ご説明をいたします。

まず1点目として、食材費の上昇です。消費税率の変更のほか、食材購入実績を現行の給食費の算定時と比較をいたしますと、記載のとおり野菜類が34.0%、魚介類が13.9%などと食材価格が全般的に上昇しております。このことから、食材の選択に現在制約がかかっておりまして、提供できる献立が限定されつつあります。また、旬の食材を用いた食育の推進に困難が生じている状況でもございます。

2点目に、摂取基準の改正です。児童生徒の発育状況などに基づき、文部科学省が5年ごとに改正する学校給食摂取基準がございます。最近の改正は平成30年度に行われております。これは、熱量やたんぱく質、ビタミン類など、児童生徒1人1回当たりの栄養量を定めたもので、学校給食はこれに基づき提供をしております。この摂取基準が小中学校と

もに上昇しております、特に小学校高学年で上昇幅が大きいため、改定給食費についてもこの区分で最も大きい差が生じているところです。

最後に、3点目、給食回数の増です。新学習指導要領の全面実施に伴う授業時数の増加に対応するため、給食回数を増やす必要があるということでございます。

なお、本件につきましては、今後の文教委員会、また校長会への報告を行うとともに、保護者の皆様からもご理解が得られますよう丁寧にご説明をしてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いいたします。

鈴木委員 この給食費なんですが、全体でいいんですが、納入率、入金率、それから万が一入金されていない場合は未納対策、どのようにとっているか。それから、免除の方がいらっしゃるかどうかお聞きしたいと。

大町学務課長 平成30年度の未納率でございますが、区全体で0.05%となっております。未納対策といたしましては、現在、学校徴収金で集めておりますので、まず学校のほうから保護者の方へ督促といいますか、働きかけを行った上で、それでも納めていただけない方には、教育委員会と連名で通知を行うなど、納めていただくための取り組みのほうはさせていただいております。

あと、免除についてですけれども、就学援助の制度がございまして、対象となる方につきましては給食費については免除ということになっております。今回の改定を受けまして、こちらは実額ですので、同様の額を免除する形で就学援助費のほうは予算に計上できるよう調整を行ってまいります。

以上でございます。

鈴木委員 これは、給食費は銀行引き落としではないんでしょうか。

大町学務課長 給食費につきましては、委員お尋ねのとおり、銀行からの引き落としということになっています。

鈴木委員 ということは、0.05%、ごくわずかですが、いらっしゃるということは、基本的に小学校1年生から銀行引き落とししないよという意思があるということでしょうか。

大町学務課長 口座のほうは登録をしていただくんですが、要はお金が口座にないと引き落としができないので。

鈴木委員 2つ持っているということですね。

大町学務課長 口座を登録していただいても、そこに入金がされていなければ引き落とし、すなわち徴収ができないということになっております。
以上でございます。

岩佐教育長 よろしいですか。ほかには。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項7、令和2年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、令和2年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてご報告をいたします。資料9をごらんください。

幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校の学期及び休業日につきましては、先ほどご審議いただきました江東区立学校の管理運営に関する規則に定められております。入学式や卒業式等の日程については、例年規則及び年間の暦を踏まえて決定しております。

令和2年度の日程につきましては資料のとおりとし、この日程に基づき幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の令和2年度の教育課程を編成いたします。なお、義務教育学校は9年間の一貫教育を行う1つの学校ですので、入学式は前期課程の1年生、卒業式は後期課程の9年生となりますが、前期課程の終了を1つの区切りと考え、6年生では前期課程終了式を、7年生では後期課程認証式として卒業式、入学式に準じた儀式的行事を実施いたします。

6年生の前期課程終了式は小学校の卒業式の早い日程と同日に、7年生の後期課程認証式は中学校の入学式と同日に実施する予定としております。

本日程により、教育日数、授業日数の確保はできております。また、日程決定につきましては事前に校長会、園長会とも連携を図り確認をしております。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 先ほどの管理運営規則の前期、後期の決定で10月の10日と11日の土日が前期と後期の間に入って通知表を見ていただく時間ができたということですね。

何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項の8、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画の進捗状況及び今後の活動についてを説明願います。

伊 藤 指 導 室 長

それでは、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画についてご報告いたします。資料の10及び別紙をごらんください。

まず、資料10の後ろに添付しました別紙A3判の資料をごらんください。

江東区の全公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校では、一昨年3月に策定しました江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画に基づき、オリンピック・パラリンピック教育の取り組みを進めております。本資料はその概要版となります。資料の中段より下の部分にオリンピック・パラリンピック教育江東プランとして具体的な取り組みを示しています。

江東区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の中心都市でありますので、教育委員会、そして各学校は日本一のオリンピック・パラリンピック教育を行うという強い思いを持って取り組んでおります。

それでは、資料10の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、江東区にオリンピック・パラリンピックがやってくるについてです。これは、全小学校で実施する学年を指定して行う学年プランです。事業概要是、有明にあるパナソニックセンター東京のオリンピック・パラリンピックに関する展示や学習コーナーを活用し、オリンピック・パラリンピックや世界友達プロジェクトで応援する国や地域について学習を深めるとともに、区内の競技会場予定地をめぐり子供たちが調査したことをホームページ等で発信する取り組みです。対象学年は小学5年生で、訪問会場は資料に記載のあります。各学校からは実施に向けた期待感が高まったとの報告を受けております。

次に、世界の国旗・国歌について学ぼうです。この事業も学年プランに位置づいております。事業概要是、世界友達プロジェクトにおいて担当している国の国旗や国歌について講師を各学校にお招きし、世界の国旗や国歌について理解を深めるものであります。対象学年は小学校4年生から中学校3年生で、学校の状況にあわせて実施をしております。国旗の貸し出しも行っておりますので、世界の国々への興味や文化についての理解が深まった等の声が届いております。

次は、部活動☆夢応援プロジェクトです。区立中学校、義務教育学校後期課程で部活動に所属している生徒の部活動にかかる夢や目標の実現を応援するためにオリンピアンやプロスポーツ選手、また、その道の達人等を部活動に派遣をするものです。今年度来ていただいたアスリート及び実施した部活動は記載のとおりです。実際の指導や夢を実現した

話、苦労したことなど、生徒の心に残る取り組みとなっております。

裏面をごらんください。

次は、子供の競技観戦についてです。東京都オリンピック競技大会組織委員会が学校連携観戦プログラムとして子供用のチケットを提供するものです。子供たちが実際に競技を観戦することが何よりも心に残るものと考えております。小学校5、6年生及び中学生がオリンピックの観戦を、幼稚園5歳児及び小学校1から4年生がパラリンピックを観戦いたします。観戦する競技は全て区内で実施する競技を予定しております。

最後になりますが、ボッチャ交流行事推進事業についてです。ボッチャを通して交流行事を推進することによって地域全体で幼児、児童生徒の障害者理解の促進に取り組むとともに、共生、共助社会の実現を目指し取り組むものです。ボッチャの普及を図るため用具の貸し出しを行うとともに、小学生と特別支援学校の生徒が交流をしたり、連携教育の日に幼稚園や小学校、中学校が連携してボッチャ体験を実施したりしていく予定です。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いいたします。

眞貝委員 この観戦のときの児童生徒をそこの現場に連れていく手段というのは、各学校に任せているんでしょうか。

伊藤指導室長 このことにつきましては、全都で公共交通機関を使うようにという方針が出ておりますので、それに則して対応する予定です。

一方で、幼稚園の子供たちについては、発達段階を考え、今、予算申請中ではありますが、バスの手配ができるように検討している最中です。

岩佐教育長 よろしいですか。ほかには。

橋本委員 オリパラ教育も大分いろんなことをやって、今、佳境に入ってきているんだと思いますけど、スマイルプロジェクトとか、それから各オリンピア呼んだりとか、いろいろなことで各学校やっていただいているけれども、この先、もう直前になったときに、何か特別なこととか考えてらっしゃるか教えてください。

伊藤指導室長 子供たちの意識醸成に向けて、例えばお花を育てて、学校の周りに飾ったりとか、会場近辺に子供たちのメッセージをつけて持っていったりすることも考えております。

また、ボランティアについては、まだ組織委員会と検討しているところであり、子供たちみんながオリンピック・パラリンピックを支えると

いう意識のもと、できる内容について精査しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

岩佐教育長 動きが具体的になってきたら、この場でご報告しながらということでしようね。

ほかには。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項9、平成30年度の児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の状況についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、平成30年度児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為の状況についてご報告いたします。資料11をごらんください。

不登校やいじめの取り組みの充実は喫緊の課題であり、本区においてもさまざまな手立てを講じながら指導改善等に取り組んでいるところです。

本日は、各学校の前年度の不登校、いじめ、暴力行為等の状況について調査したものについて報告をさせていただきます。

まず、不登校の状況についてです。

不登校の定義でございますけれども、昨年度1年間に30日以上欠席した長期欠席児童生徒のうち、何らかの要因、背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを不登校としており、病気等を理由とする長期欠席児童生徒は除いております。

不登校児童生徒数は、小学校及び義務教育学校前期課程は172人で、昨年度は145人でしたので27人の増加となっております。一昨年度は118人でしたので、この2年で54人増加しております。出現率は0.71%で、昨年度は0.61%でしたので0.1ポイントの増加となっております。

中学校及び義務教育学校後期課程は327人で、昨年度は280人でしたので47人の増加となっております。一昨年度は307人でしたので、この2年での増加は20人となります。出現率は4.14%で、昨年度の3.51%から0.63ポイントの増加となっております。

不登校の要因ですけれども、家庭にかかる状況が最も多く、ついでいじめを除く友人関係をめぐる問題となっております。要因については複合的な場合も多く、不登校の児童生徒が抱えている問題の複雑化、困難化の傾向があると捉えております。要因については、昨年度と同様でございます。

学校復帰率は、小学校及び義務教育学校前期課程が27%、中学校及び義務教育学校後期課程が24%となっており、昨年度と比べ、小中学

校、義務教育学校とも高まっており、学校復帰が難しいところではあります、不登校の児童生徒が増える中で、学校やブリッジスクール、SSW等の取り組みを進めていることが改善につながったと考えております。

対応でございますが、不登校児童生徒がさらに増えてきている現状を受け、不登校担当者会を年6回実施し、不登校の未然防止に力を入れております。さらに、不登校調査を毎月実施し、不登校傾向の児童生徒への早期対応、また各学校の効果的な対応事例の共有にも取り組んでおります。

また、ブリッジスクールや相談学級に在籍している児童生徒の自己肯定感や達成感が高められるよう、カヌ一体験やセーリング体験などを実施するエンカレッジ体験活動の取り組みを含め、学習支援の充実等にも取り組んでおります。さらに、今年度からは教育センターの相談窓口を一本化し、相談に乗りやすい体制を確立するとともに、毎週不登校や課題のある児童生徒の情報を共有し具体的な支援につなげるようになります。さらには、毎月発行する教育センターだよりに不登校対策にかかる情報を掲載するなど、取り組みの充実を図っております。

不登校の子供たちへの多様な学びの場の提供について規定した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が平成28年末に公布され、平成29年2月に完全施行となりました。また、今年の10月には、文部科学省より、不登校児童生徒への支援のあり方についての通知が出されております。それらには、不登校は問題行動ではないこと、不登校児童生徒が学校を休むことの必要性、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉えて社会に自立することを目指す必要があること等についても示されています。これらも踏まえた対応をさらに進めてまいります。

不登校については、学校復帰や不登校という状態に視点がいきがちですけれども、子供たちが人間関係を構築する力、困難を乗り越える力を身につけることが重要であり、そのためには学校は子供たちが行きたい場所であることが重要です。各学校には、不登校対策で重要なのは、学校が本来あるべき子供たちが行きたくなる場所であることであり、そのための魅力ある学校づくりに努めるよう働きかけてまいります。

次に、暴力行為の状況についてです。

暴力行為とは、対教師、生徒間、対人への暴力、器物損壊の4形態の暴力行為を示しております。昨年度の暴力行為は小学校、義務教育学校前期課程では31件、中学校、義務教育学校後期課程では18件となっており、前年度と比べ、小学校、義務教育学校前期課程は19件の増加、中学校、義務教育学校後期課程は11件の減少となっております。

暴力行為の内訳としては、小学校、義務教育学校前期課程では対教師が8件、生徒間が13件、器物損壊が10件となっております。中学校、

義務教育学校後期課程では対教師が3件、生徒間が12件、器物損壊が3件となっております。特に小学校、義務教育学校前期課程では、発達に課題を抱えている児童が気持ちのコントロールができず、結果として暴力行為となっているケースが多くあります。中学校、義務教育学校後期課程では、生活指導的な問題、外部の生徒とのかかわり等に起因するケースが多く、家庭との連携を図りながら特別支援的な対応の充実も図ってまいります。

最後に、いじめの状況についてです。

まず、いじめの定義ですけれども、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍していると当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為、（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもので起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。この定義を確実に捉えると、その子のためを思って好意で行ったことも、受けた子供が心理的に苦痛を感じてしまえばいじめとなります。

いじめの認知件数は、小学校2,656件、中学校344件の計3,000件であり、昨年度より大幅に増加しております。この現状につきましては、いじめはどの学校、そして誰にでも起こり得ることであり、小さいいじめも見逃さず、いじめを認知することをちゅうちょしないよう、繰り返し学校に呼びかけてきた結果であると捉えており、いじめの定義に基づく学校におけるいじめの認知の精度が上がってきたと捉えております。

なお、今回、認知したいじめの解消率が86.2%であり、若干下がっておりますが、これだけいじめの認知件数が増えても解消率が高くなっていることは評価できると考えております。

いじめの解消につきましては、国の方針の改定によりおおむね3カ月程度再発がないことと継続的に見守っていくことが示されましたので、学校としては、これまで以上にいじめに対する個別の見守りに取り組んでいくことが大切であります。

いじめへの対応につきましては、学校ごとのいじめ防止基本方針に基づく全教職員の確実な対応の徹底をさらに図っていくこと、そして学校いじめ問題対策委員会の確実な実施と、組織的な対応の充実を進めてまいります。こちらには記載しておりませんが、今年は学校でいじめに関する授業を年3回、いじめに関する研修を年3回実施することにしております。また、本区におきましても年2回、江東区いじめ問題対策連絡協議会を、教育長はじめ教育委員会事務局の部課長、学校、警察、人権擁護委員、青少年委員会と関係機関の代表の方々に参加していただき開催していきます。この会では、本区のいじめの状況や各学校での取り組みをお話しし、各機関の方々からもご意見をいただくことになっており

ます。

いじめは未然防止と早期対応が重要ですけれども、学校は子供たち、保護者と日ごろからの信頼関係を構築していくことも大切です。また、子供たちにいじめについてしっかりと理解させ、道徳や特別活動における子供たちが主体となる取り組み等の充実を図っていく必要があります。

今後も、本区におけるいじめに対する取り組みのさらなる充実を図つてまいります。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

眞貝委員 家庭にかかわる状況というのは、結局親による虐待、ネグレクトとか、そういうことで子供が学校に行かないということが多いんでしょうか。

伊藤指導室長 委員からお話がありましたような要因も1つであると考えられます。また、学校以外の居場所の在り方というような多様な考え方も浸透してきており、昔ならば、学校に何とか行かせようという働きかけがあったところですが、そういった対応に対して、無理に行かせなくてもよいという考え方も働いているのではないかと考えております。

その他、様々な家庭環境の複雑化というのも大きな要因になっているかと考えております。

以上です。

進藤委員 いじめの状況についてなんですけれども、件数が3,000件ということで、前年度より1,752件が多い、相当な数字なものなので、今までの調査方法ですとか、何か変わったことがあってこのような数字になったのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤指導室長 定義や調査方法は変わっておりません。その中で、たとえ軽微なものであっても、まず学校がしっかりと認知して初期対応を確実に行っていくこと、このことを徹底してきたことが大きいと思っております。

その結果として、いじめの認知件数が増えてきたと考えております。

岩佐教育長 よろしいですか。問題が小さいうちに発見をして解決をするという手立てを今学校ではとっているということですね。

眞貝委員 SNSのルールについて書いてありますけれども、今回、大阪で行方不明になった子が見つかってほんとうによかったんですけども、子供たちの中で自分は大丈夫というような思いがあって、簡単にそういうふうに知らない人にも会いに行ったりすることもあるのかもしれませんけ

ど、各学校で、かなりセーフティ教室などでＳＮＳのルールについてとかいろいろな家庭の中のことか、学校でも指導はしていると思うんですけれども、これを機会に、さらに子供たちに対してちゃんととした指導をということをお願いしたいと思います。

岩佐教育長 指導については進めていると。

ほかには。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項10、入退室管理システムの先行導入についてを説明願います。

池田地域教育課長 私からは、入退室管理システムの先行導入についてご説明します。資料の12をごらんください。

初めに、このシステムの趣旨でございますけれども、2番のシステムの概要の図とあわせてごらんいただきたいと思います。

きっかけクラブの利用児童が入退室時にあらかじめ配付したQRコード、実際には図のように個人ごとにQRコードを印字したカードになりますが、このカードを読み取ることができるタブレット端末にかざし認証させることで、事前に登録しておいた保護者の連絡先のメールアドレスに対して入室したこと、もしくは退室したことのメールがその都度リアルタイムに送信される仕組みのことです。

なお、送信される内容は、入室した時間、それから退室した時間に加えて、入退室カードをタブレットにかざして認証する際写真もとなりますので、児童がカードをかざした瞬間の写真と一緒に添付データとして保護者に配信されます。

このシステムにつきましては、来年4月1日から本格的に導入して入退室の児童の安全等、保護者に対する安心感を提供すること、さらにクラブでの出欠管理の簡略化を目的としております。ただ、4月は入学進学の時期でもありますので、児童にとって大きな環境の変化でもありますので、あらかじめ2月から先行的に導入することでスムーズに導入を目指してまいりたいと考えているところでございます。

3番の事業者の選定でございます。本システムにつきましては、プロポーザルにより事業者を選定いたしました。この委託内容の開始日でございますが、委託内容は、全てのきっかけクラブと学童クラブにおける児童の入退室を管理するシステムの導入業務で、来年の2月1日から開始いたします。

次に、選定方法ですが、入退室管理システム導入業務委託事業者選定委員会を設置し選定いたしました。

次のページをごらんください。委員長には教育委員会事務局次長、そ

して委員には地域教育課長、庶務課長、学務課長、情報システム課長を構成員とし、第1次審査では書類審査を、2次審査ではプレゼンテーションと実際のタブレットとQRコードを用いたデモンストレーション、そしてヒアリングを本件委託希望の1事業者に対して行い、その結果、総合評価点が選定基準を満たした事業者を受託候補者として選定いたしました。

4番をごらんください。当該事業者は、ビヨンド・パースペクティブ・ソリューションズ株式会社で、評価点は1次と2次の合計1,800点中1,520点を獲得しており、基準となる6割を超えており、審査の結果選定といたしました。

次に、5番の選定理由です。本件事業者は、このシステムを1自治体14拠点、学習塾では1,000拠点以上導入する一方で、本区においては前年度、一部のクラブにおいて試験的に1ヵ月間無料で実施するとともに保護者アンケートも行いましたが、この内容が非常に好評を得ているところでございます。

また、プレゼンテーションにおきましては、業務への考え方、さらにシステムのセキュリティが高く評価されているとともに、獲得した評価点が、先ほど申し上げました基準である6割を超えており、これらの結果を踏まえ、受託候補者とさせていただきました。

最後に、備考です。本システムにつきましては、2月の先行導入の運用結果を踏まえ、来年度4月1日から全面的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

本件は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

鈴木委員 こういう時代になったなというふうに思っておりますが、私立の小学校なんかは大分前からランドセルにつけて玄関通ったら感知すると。出たら感知してお母さんのスマホに入るというようなことをもう既にやっていると思うんですけども、今回、このシステムで対象者というのは何カ所で何名ぐらいの対象になるのかということと、それから、このビヨンドの委託費というのは幾らぐらいなのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1つ、最後に、万が一、お子さんが帰ってこないよと、退室をしたんだけど自宅に帰ってこないよということでお母様から学校に連絡があったという事態が起きたときに、その後のマニュアルというんですか、どういう対応、今回も、今委員おっしゃったように、家出なんか拉致なのかわかりませんが、そういうケースもあったので、その辺のところは教育委員会としては、こういうマニュアルをつくろうとかというのはお考えなのかどうかお聞きしたいと思います。3点。

池田地域教育課長

まず、対象者でございますが、これは全てのきっずクラブ、学童クラブですので、きっずクラブは現在46クラブございます。学童クラブは19ございます。それで、人数につきましては、今年度の利用者数ということでご報告させていただきますが、約1万3,000から1万4,000人が登録児童者になりますので、その方に対してQRコードを発行するということを考えているところでございます。

それから、費用につきましては、この予算として計上しているものはタブレット費用、こちらが1台当たり2万5,000円で、これが全クラブとして配置いたしております、それから通信費、こちらが委託というか実際に運用にかかる経費でございますが、これが1施設当たり月額1,500円で、システムの利用料が、同じく月額50円となります。

ですので、先行的にまずタブレットを2万5,000台導入した後、その後かかる費用というのが月額1,550円ということになります。

それから、帰ってきていない、認証してメールが保護者に行ったけれども、その後自宅に帰っていないという場合につきまして、今回、事件、事故も実は想定しております、今回、写真で添付したデータというのは、そのときに帰宅したときの容姿、服装ですとか帽子かぶっているとか、こういったようなことなんかを警察に情報できるような、そのようなことも実は考えております。そういったようなことで、まずはご自宅と連絡とった上できちんと、当然指導員は一定程度ポイント送りをいたしますので、その後、保護者から問い合わせがあつて不明になっちゃつたというのであれば、普段子供たちを見ている指導員というのは大体子供の動きというのを把握しておりますので、その子供の動きを想定し得る中で、例えば保護者間でちょっと連絡をとったりとか子供に連絡をとったりとかという形をとります。その後、当然、あわせて学校にも報告はさせていただきますけれども、事件性があった場合なんかについては、先ほど申し上げました写真データというものを警察のほうに提供させていただいて、これは個人情報等いろいろあるかと思いますけれども、その辺は詰めた上で写真等の情報を提供した上で警察のほうに捜査を依頼するということも視野に入るのかなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、帰ってきていないことのマニュアル等につきましては、今現在、しっかり定めておりますので、これを今回、このシステムを導入することによるバージョンとして改定していくのが望ましいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木委員

わかりました。大枠で、トータルで1年目の導入コストというのは幾らかというのは、まだちょっとはつきりしない。

池田地域教育課長 補正予算でこの2月から先行導入ということで予算を組ませていただきました。この額が約700万円です。

岩佐教育長 よろしいですか。ほかには。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項11、令和2年度江東きっずクラブB登録児童募集についてを説明願います。

池田地域教育課長 では、来年度の江東きっずクラブB登録の児童募集について説明します。資料13をごらんください。

区では、保護者の就労や疾病などにより、放課後、家庭において適切な保護が受けることができない児童を対象に、健全な育成を図るため、遊びや生活の場を提供する事業、江東きっずクラブB登録を実施しております。令和2年度の入会につきましては、11月11日号の区報の一面を活用してご案内しておりますけれども、改めて概要をご説明いたします。

まず、募集期間です。来年4月1日入会のためには、集中募集期間を設けております。その期間を令和元年12月2日から16日までとしております。

次に、入会対象児童です。小学校内クラブ、そして児童館や集合住宅などに設置する小学校外のクラブ、ともに区内に住所を有する児童で、小学校内のクラブはきっずクラブ実施校に在籍している3年生以下の児童、そして特別支援学級や特別支援教室に在籍する4年生から6年生の児童になります。また、区立学校以外に在籍している区立や私立などの小学生で住所地が実施クラブ学区内にある1年から3年生、そして特別支援学校に在籍している児童で同じく住所地が実施クラブの学区内にある4年生から6年生が対象となります。

一方で、学校外のクラブ、これは国立、区立、私立等々問わず小学校に通学している3年生以下の児童、そして特別支援学級などに在籍する4年生から6年生の児童となります。

次に、開設日と時間ですが、小学校内、それから学校外のクラブとともに、月曜から金曜日は、授業のある日は放課後から18時まで、学校休業日は8時から18時までとなりますが、保護者の就労状況により19時まで延長利用ができます。なお、学校外のクラブのうち、潮見や塩浜などの5施設は、現状のとおり18時までとし、延長はございません。

2ページ目をごらんください。費用でございます。利用量は月額5,000円で、18時を超えて利用する場合は1,000円の追加となります。そして間食費、おやつ代でございます。これは月額1,500円、そして傷害に対する保険料として年額500円を予定しております。

なお、これらの件につきましては、生活保護受給世帯などにつきましては利用料や育成料、これは区が全額助成いたしますので免除となります。

また、この施設、きっずクラブを兄弟や姉妹で利用する場合もございますが、この場合は年長者の利用料や育成料を5割減額するというような仕組みをとっているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、この集中募集期間中にいただいた入会申請に基づいて、保護者の就労状況などを年末から2月にかけて審査し、この結果を2月下旬に入会承認書などの発送をもってお知らせいたします。その後、随時、各クラブにおいて入会予定の保護者を対象に説明会を開催し、次年度に向けて対応をとってまいります。

最後に参考をごらんください。本日ご説明した募集期間内に申し込みか間に合わない場合は2次、3次の募集となりますが、この場合は、それぞれクラブに空きがあった場合の募集となり、スケジュールは記載のとおりとなっております。

また、土曜日に児童を預かるきっずクラブ、これは来年2月25日から、そしてきっずクラブA登録は3月の2日からそれぞれ受付を開始いたします。

本件は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項12、令和元年度江東きっずクラブ保護者アンケート実施結果についてご説明を願います。

池田地域教育課長 では、令和元年度の江東きっずクラブ保護者アンケートの実施結果についてご説明します。資料の14をごらんください。

江東きっずクラブでは、毎年登録児童の保護者に対してきっずクラブに関するアンケート調査を実施しております。このたび、調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

なお、資料といたしまして別添の詳細を記載した資料もございますが、本日はお手元の概要に基づいてご説明いたします。

まず、対象者でございますが、全46クラブのA登録、B登録児童の保護者全てを対象として、今年の8月26日から9月の13日までの期間で調査を行いました。

アンケートの回収、配付状況ですが、全保護者1万3,462通に配付して7,652通、56.8%の回収率です。なお、昨年度57.3%の回収率でございましたので、ほぼ同様ということでございます。

では、下の傾向をごらんください。

まず、A登録の利用頻度は週1日が32.6%に対し、毎日である週5日利用は20.1%となっています。また、ほとんどの利用者が17時までに帰宅するなど、学校の帰宅指導時間と合致しております。一方、B登録は保護者の就労などを要件とすることもあり、週5日の利用者がほとんどで、18時までの利用者がその中でも42.6%と最も大きくなっています。

次に、入会の理由です。A登録は、学校の中で活動することに安心感を感じていること、また保護者の就労時の安全な居場所であるということ、このような理由をしていることが多く挙げられております。

次に、児童の感想でございますが、A登録では8割以上が楽しいということで、友達やゲーム、おもちゃなどによる遊びの機会が多いということがその理由になっています。また、B登録も同様の傾向で、9割以上が楽しいと回答しております。

次に、指導員の対応については、A、Bともに9割以上の保護者から、よいと評価をいただいています。

なお、今後の要望として、保護者の要望で一番多かったのが、体力の向上の授業の充実を求める声が挙げられております。

次に、自由意見といたしまして、夏休み、朝の開所時間、8時半を8時にしてほしいとの要望が多くございました。

また、保護者の働き方の多様化に伴い、B登録の保護者からは、就労対策としての土曜日の開設の希望もございました。

これらの要望、傾向を踏まえた対応策といたしまして、夏休みや学校行事の振替日など、学校休業日、来年度から8時から開所することといたしました。また、現在実施する土曜江東きっずクラブは、指導員による見守りの中で居場所を提供する事業をしてございますが、来年度からは就労児童の家庭に対して家庭にかわる生活の提供推進事業への再編いたします。そして、クラブで実施する事業については、工作や折り紙、囲碁、将棋のほか、サッカーやダンスなどの文化的や体力向上に資するプログラムに加えて、施設行事などを取り入れたさまざまな活動を一層充実させてまいります。

以上をもちまして、私からの概要説明とさせていただきますが、裏面にはアンケートの結果の概要、また別紙で詳細を添付してございますので、後ほどご参照いただきたく存じます。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、質疑をお願いします。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了します。
それでは、これから協議事項に入ります。協議事項の1、令和2年度学校用務業務の委託実施校についてを議題といたします。本案について

事務局より説明願います。

岩井庶務課長

では、協議事項であります令和2年度学校用務業務の委託実施校についてご説明いたします。資料15をごらんください。

学校、幼稚園の用務業務は、江東区行財政改革計画及び定員適正化定格に基づき、原則退職不補充のもとに用務委託を進めてきてございます。用務職員の今年度末の定年退職者、再任用職員終了者などを勘案し、令和2年度より新たに第二辰巳小学校、亀高小学校、辰巳中学校、東陽中学校、南陽幼稚園、豊洲幼稚園の6校園について委託を行います。

委託業者を選定後、来年4月1日より委託を開始いたします。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

岩佐教育長

それでは、本案について質疑を願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長

お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長

ご異議ありませんので、これを承認いたします。

次に、本日は追加報告事項がございます。

追加報告事項1、令和2年度第5学年の宿泊行事についてご説明願います。

伊藤指導室長

資料16をごらんください。令和2年度につきましては、小学校5年生で実施している夏季宿泊行事を中止し、日帰りの自然体験学習に変更いたします。

変更に至った経緯についてご説明いたします。

初めに、江東区内で実施するオリンピック・パラリンピックの競技の観戦を区内の全ての子供たちに対して実現することを最優先としたいと考えております。また、本区では学校ごとに宿舎や交通手段を確保しているため、次年度はバスの確保が難しく実施できない学校が生じ、全校での実施ができないことが挙げられます。夏季休業中に実施するにはお盆の時期しかなく、臨海学校は適期から外れるとともに、交通渋滞及び費用の高騰が考えられます。また、この時期は子供を家庭に返すとともに地域行事へのかかわりを優先させたいと考えております。秋以降の休日に宿泊行事を実施するには、子供たちには月曜日から日曜日までの連続した7日間の授業が発生し、健康面でふさわしくないことが考えられます。また、秋以降の平日に宿泊行事を実施した場合には、子供たちの安全確保のため他学年の教員や専科の教員等の引率も必要となるため、学校に残る他学年の子供たちへの指導が不十分になったり、他の行事と重なったりするため、学校運営が難しい状況が生じます。また、冬休み

については家庭に子供を返すことを原則としたいと考えております。

次に、宿泊にかわる日帰りの自然体験学習についてです。宿泊にかわる心に残る体験となるよう、各学校で工夫をいたします。そのため、子供たちによる検討委員会を組織し、意見を反映したり、PTA役員、学年代表保護者に意見を求めたりするなどして実施場所、内容等について検討してまいります。

説明は以上でございます。

岩井庶務課長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
それでは、以上をもちまして、令和元年第7回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。